

山部赤人の富士歌と高橋虫麻呂の富士歌の詠作年月と詠作事情

On the Year, Month and Circumstances of Poem-making Between the Poem on Mt.Fuji Composed by YAMABE-NO-Akahito and the Poem on Mt.Fuji by TAKAHASHI-NO-Mushimaro

鈴木 武晴
SUZUKI Takeharu

一、序

前稿「山部赤人の『富士の山を望る歌』と高橋虫麻呂の『富士の山を詠む歌』の影響関係」(都留文科大学大学院紀要第25集、二〇二二年三月一日、都留文科大学大学院発行)において、山部赤人の富士讃歌と高橋虫麻呂の富士讃歌の影響関係について考察し、両歌が収録されている巻三の歌の配列年次と虫麻呂富士讃歌の左注の検討から、赤人と虫麻呂のそれぞれの富士讃歌は神亀元年(七二四)の作で、赤人歌の方が虫麻呂歌よりも早く成立したことを明らかにした。本稿では、さらに神亀元年(七二四)の何月に作られたか、追究したい。また、上掲論文では、両歌の詠作事情について、神亀元年(七二四)という詠作年次から浮上する『続日本紀』神亀元年(七二四)四月

七日条の、海道(東北地方の太平洋側一帯)の蝦夷征討のために、式部卿正四位上藤原宇合(高橋虫麻呂の庇護者)を持節大將軍とし、宮内大輔従五位上高橋朝臣安麻呂を副將軍としたという記述を基に考察した。けれども、これに関連する『続日本紀』の記述を考慮に入れていなかった。本稿では、関連記述を考慮検討して、両歌の詠作事情についての考察の試行錯誤の終着点に到りたいと思う。

二、山部赤人の富士讃歌の詠作年月

本稿においても、考察の基幹である赤人富士讃歌の本文を掲げる。

山部宿禰赤人、富士の山を望る歌一首并せて短歌

天地の分かれし時ゆ 神さびて高く貴き 駿河なる富士の高嶺
を 天の原振り放け見れば 渡る日の影も隠らひ 照る月の光
も見えず 白雲もい行きはばかり 時じくぞ雪は降りける 語
り告げ言ひ継ぎ行かむ 富士の高嶺は (万葉集卷三・三二七番
歌)

反歌

田子の浦ゆうち出でて見れば真白にぞ富士の高嶺に雪は降りけ
る (三二八番歌)

この赤人富士讚歌は、神亀元年(七二四)の何月に作られた歌か。この難問を解く鍵は三つある。一つは、この歌の直前に配列されている「暮春の月に、吉野の離宮に幸す時に、中納言大伴卿、勅を奉りて作る歌一首并せて短歌 いまた奏上を経ぬ歌」(三二五～六番歌)が、『続日本紀』神亀元年(七二四)三月一日の聖武天皇の吉野行幸時の歌であることである。このことから、赤人富士讚歌は神亀元年(七二四)三月一日以降に作られた歌であることがわかる。さらに突き詰めてゆくための第二の鍵は、赤人富士讚歌の内部にある。それは、反歌三二八番歌の「真白にぞ」の原文表記「真白衣」である。この「真白衣」は、はやく拙著『テーマ別万葉集』(二〇〇一年二月二十五日、おうふう発行)に記したように、富士の高嶺に降り積もる白雪を真白な衣に見立てたことに拠る表記と考えられる。とすると、赤人富士讚歌以前に山と白たへの衣の関わりを詠んだ歌がすぐさま想起される。それは、持統天皇の

春過ぎて夏来るらし白たへの衣干したり天の香具山(卷一・二
八番歌)

である。

富士讚歌詠作時の赤人の脳裏には、拙稿「山部赤人の『富士の山を望る歌』——享受と創造——」(都留文科大学研究紀要第90集、二〇一九年十月)に触れた持統天皇の吉野行幸時の柿本人麻呂の吉野讚歌(卷一・三六～三九番歌)のみならず、持統天皇の二八番歌もしかと刻まれてあり、その影響を強く受けていると言える。

持統天皇の右の歌には、暦法の知識に拠る「春過ぎて夏来るらし」の表現があり、夏四月の歌と考えられる。とすると、その影響を強く受けて「——真白にぞ——雪は降りける」と感動的に詠んでいる赤人富士讚歌も、夏四月(太陽暦では五月)の歌と見るのが自然であるろう。日本の一年のうちで最も清々しい時節の富士山を詠んだ歌と推定される。

この考察結果を支持するのが第三の鍵となる歌の存在である。その歌は、上掲拙稿に赤人富士讚歌の影響が看取れることを具体的に指摘した大伴家持「立山の賦一首并せて短歌」(卷十七・四〇〇〇～四〇〇二番歌)とそれに和した大伴池主の「敬みて立山の賦に和ふる一首并せて二絶」(四〇〇三～四〇〇五番歌)である。家持歌が天平十九年(七四七)四月二十七日の作で、池主歌が同年四月二十八日の作である。いずれも夏四月の作で、家持の四〇〇〇番歌に「…その立山に 常夏に 雪降り敷きて…」、四〇〇〇一番歌に「立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神からならし」と詠んでおり、池主は四〇〇〇三番歌に「…天そそり 高き立山 冬夏と 別くこ

ともなく、白栲しろたけに「雪は降り置きて」と詠み、家持の四〇〇一番歌に「立山に降り置ける雪の常夏に消ずてわたるは神ながらとぞ」（四〇〇四番歌）と和しているのである。家持と池主は、赤人の富士讃歌を夏四月の作と見ていたことが知られる。

三、高橋虫麻呂の富士讃歌の詠作年月

前節に論証したように、山部赤人の富士讃歌は神亀元年（七二四）の夏四月の歌と推定される。では、高橋虫麻呂の富士讃歌は、神亀元年（七二四）の何月の作か。具体的考察に入る前に、虫麻呂富士讃歌の書き下し本文を掲げておこう。

富士の山を詠む歌一首并せて短歌

並吉なまよみの甲斐の国　うち寄する駿河の国と　こちごちの国のみ
中ゆ　出いで立てる富士の高嶺は　天雲あまぐももい行きはばかり　飛ぶ
鳥も飛びも上のぼらず　燃ゆる火を雪もち消ち　降る雪を火もち消
ちつつ　言のひも得えず名付けも知らず　くすしくもいます神かも
せの海と名付けてあるも　その山の堤つめる海ぞ　富士川と人
の渡るも　その山の水のたぎちぞ　日の本の大和の国の　鎮ちめ
ともいます神かも　宝たともなれる山かも　駿河なる富士の高嶺
は　見れど飽あかぬかも（巻二二二九番歌）

反歌

富士の嶺ねに降り置く雪は六月みなつきの十五日もちに消ぬればその夜降りけ
り（二二〇番歌）
富士の嶺ねを高め畏かしこみ天雲あまぐももい行きはばかりたなびくものを（三

二二番歌

右の一首は、高橋連虫麻呂が歌の中に出づ。
類たぐひをもちてここに載す。

右の反歌第一首三二〇番歌には、「六月の十五日」という日付が明記されている。しかも、赤人富士讃歌三二七に「時じくぞ雪は降りける」、三二八歌に「富士の高嶺に雪は降りける」とあるように、「富士の嶺に降り置く雪は……その夜降りけり」と事実に基づく詠嘆表現で歌い収めている。さらに、この反歌第一首三二〇番歌が長歌三一九番歌を受ける歌であることと、反歌第二首三二二番歌が三二〇番歌の「雪」に「雲」を取り合わせた歌であることを勘案すると、虫麻呂富士讃歌は神亀元年（七二四）の六月十五日の頃には、その初案が出来ていたと推定される。その六月の末日までには、決稿の形式と内容になつていたのである。

以上の考察から、虫麻呂富士讃歌は、赤人富士讃歌の詠作年月の神亀元年（七二四）夏四月（上旬であろう）よりも、二ヶ月あまり遅い神亀元年（七二四）夏六月に作られたと考えられるのである。

四、二つの富士讃歌の詠作事情

第二節の考察に基づけば、赤人は東国への任務の旅の途次、神亀元年（七二四）の四月上旬には東海道の駿河国の田子の浦を通過して富士の山の見るところに到つて、富士讃歌を詠み成したと言えらる。さらに、このことに拠れば、その後、赤人は富士信仰の拠点であつた富士郡家ふじのけ（郡衙ぐんが）^{註1}に寄り、富士讃歌を披露したものと推察さ

れる。

一方の高橋虫麻呂の富士讃歌の詠作事情については、前掲稿において、『統日本紀』神亀元年（七二四）四月七日の、高橋虫麻呂の庇護者の式部卿藤原宇合が蝦夷征討の為の持節大將軍に、高橋虫麻呂と関係があると見られる宮内大輔高橋安麻呂が副將軍に任命されたという記事に基づいて考察した。けれども、この記事のみならず、関連記事をすべて考慮検討することによって詠作事情が明らかになると考えられる。

そこで、『統日本紀』神亀元年（七二四）四月七日とその関連記事を順に掲出して、考察してゆく（本文は新日本古典文学大系『統日本紀』二に拠る）。

①神亀元年（七二四）三月二十五日

陸奥国言さく、「海道やまの蝦夷ま反きて、大掾だいじょう從六位上佐伯宿禰こ屋麻呂やまろを殺せり。」とまうす。

②同年夏四月一日

七道の諸国をして軍器の幕・釜等を造らしむ。数有り。

③同年四月三日

陸奥国の大掾佐伯宿禰屋麻呂に従五位下を贈り、純一十疋、布廿端、田四町を贈る。その事に死せるが為なり。

④同年四月七日

式部卿正四位上藤原朝臣宇合を持節大將軍とし、宮内大輔從五位上高橋朝臣安麻呂を副將軍とす。判官八人、主典八人。海道の蝦夷を征たむが為なり。

⑤同年四月十四日

坂東九国の軍三万人をして、騎射うまゆみを教習し、軍陳つとを試練せしむ。綵帛さいはく二百疋、純一十疋、綿六千屯、布一万端を陸奥の鎮所に運ぶ。

ここまでの一連の記事について考察しよう。④の四月七日条の「主典八人」の中に高橋虫麻呂がいて録事者としての任にあたることになったのであろうと前掲拙稿に推定した。そうでなくても、それに準ずる任務にあったものと思われる。四月七日条の如上の任命後、準備の日数を経たのち、奈良平城京を出発したものとと思われる。四月末日までには出発したであろう。坂東九国の軍三万人の騎射教習・軍陳試験にはどれほどの日数を要したであろうか。坂東九国の軍のなかには、持節大將軍藤原宇合・副將軍高橋安麻呂の一行と合流した軍もあったであろう。東海道相模国の軍はその一つであったであろう。

相模国に到るまでに、どれほどの日数を要したであろうか。調・庸の税を都まで運ぶ上りと本国までの帰り（下り）の行程を記した『延喜式』卷二十四「主計上」には、「相模国行程上廿五日。下十三日」とある。これは、調・庸の税を本国から平安京まで運ぶ上りの行程日数と、平安京から本国までの下りの行程日数であり、奈良平城京からの行程はさらに日数を考慮しなければならないであろう。軍に關する荷物を持つての移動であるので、平城京から相模国までは一ト月あまりの日数を要したのではなからうか。四月下旬頃に平城京を發つたとすると、六月上旬には相模国に到達していたものと思われる。

先掲『統日本紀』神亀元年（七二四）四月十四日条に、陸奥国へ

派遣するために「坂東九国の軍三万人に騎射を教習し、軍陳を試練せしむ。」とあることについて、新日本古典文学大系『続日本紀二』一四九頁脚注三二に「軍防令2に兵士の部隊を分けて『便弓馬』者、為「騎兵隊」、余為「歩兵隊」とする。この「教習騎射」は前者、『試練軍陳』は後者を対象としての訓練か。」とあり、妥当な注と思われる。よき軍馬が多数必要であり、その軍馬を扱うことができる精鋭なる騎兵隊が必要であったと思われる。そこで持節大將軍藤原宇合は、相模国到達の前の駿河国に到った時、名高い甲斐の黒馬とそれを扱える精鋭騎兵隊を確保するために、同行していた高橋虫麻呂を甲斐の国の国府に派遣したものとされる。『日本書紀』巻第七景行天皇四十年是歳条に、日本武尊が上野国（今の群馬県）の確日坂から従者の「吉備武彦を越国に遣して、その地形の峻易及び人民の順不を監察しむ。」とあるように、持節大將軍藤原宇合は、従者の高橋虫麻呂を上述の甲斐の黒馬とその精鋭騎兵隊の陸奥派遣要請のために甲斐の国府に遣わしたものと考えられる。

高橋虫麻呂が甲斐の国に入った道は、当時官道として存在していた東海道甲斐路であったであろう。この官道は駿河国（現静岡県）の御殿場市付近で東海道から分かれ、当時の巨大湖「せの海」の一部である「河口湖」畔沿いを通って甲斐国府までつながっていた（山梨日日新聞二〇一二年八月九日付記事等）。

この道は官道の東海道甲斐路として整備される前から存在していた道であり、古事記における倭建命が甲斐国に入って、酒折宮を目指して進んだ道であったであろう。

高橋虫麻呂が甲斐国府に到り、持節大將軍藤原宇合の上述の要請を伝える任務を終えたあと、倭建命の参詣した酒折宮に参詣し、倭

建命を偲んだことであろう。そして別路帰路につき、富士川沿いに駿河国の東海道に出た時は、六月十五日に達していたものと思われる。富士川下流の富士郡の郡家（郡衙）に寄り、その人々に迎えられたであろう。その富士郡家は先述のように富士信仰の拠点であり、虫麻呂が『駿河国風土記』逸文に記す富士の白雪伝説を知ったのも、この富士郡家においてであったであろう。ちょうど六月十五日であり、富士に降り置く白雪によってその神秘の伝説を真実として詠嘆する心をもって受け止めたのである。この富士郡家においては、上述のように田子の浦を通って富士の山が見える所に出た時の感動を歌った三一八番歌を反歌に添えて三一七〜八番歌の富士讃歌を成した後に富士信仰の拠点のこの富士郡家に寄つたと推定される山部赤人のこととその富士讃歌を知つたものと思われる。高橋虫麻呂は富士郡家の官人から赤人富士讃歌の歌稿の写しを入手した可能性が高い。赤人と虫麻呂の双方の富士讃歌の表記の面において、「不盡山」「布土」「駿河有」「伊去波伐加利」（以上、三一七と三一八番歌）、「落」（三一七）、「零」（三一八）と「落」（三一七）、「零」（三一七）など共通し、表現の面においても、「駿河なる富士の高嶺」（三一七と三一八）、「富士の高嶺」（三一七・三一八と三一八）、「——雲もい行きはばかり」（三一七と三一八）、「雪は降りける」（三一七・三一八）と「……雪は……降りけり」（三一七）、「光も見えず」（三一七）と「……言ひも得ず」「名付けも知らず」（以上、三一七）などが共通していることは、上述のように、富士郡家において虫麻呂が赤人の富士讃歌を見ることができたという事情によるであろう。赤人富士讃歌の刺激を受けた虫麻呂は、富士郡家をあとにしてまもなく、富士郡家で伝え聞いた富士の白雪の神秘の伝説に基づく三一〇

番歌を詠み成したであろう。そして、その前の時点のこと、すなわち、甲斐の国に入つて目のあたりにした富士の山とその周辺の環境（せの海・富士川）、甲斐の国から駿河国に出て赤人と同様、富士の山を見た時の率直な感動を、長歌三一九番歌に歌つたのである。虫麻呂がこの三一九番歌を、「並吉みの甲斐の国」の表現から始め、「駿河なる富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」と歌い収めたのも、拙論「高橋虫麻呂の富士の歌」〔富士〕第2号、二〇〇七年三月一日、富士短歌会発行）に稿者が初めて指摘したように、虫麻呂が甲斐の国に入つて駿河の国に出たその旅程に基づくと考えることで十全に解けるのである。反歌第一首三二〇番歌の富士の雪には、三二一番歌で富士の山の前を行きとどこおる天雲を取り合せて、一連の富士讃歌全体を歌い収めたのである。この富士讃歌は、先に陸奥国へと向かつていった持節大將軍藤原宇合と合流するまでには、ほぼ出来上がっていたと思われる。そして、宇合と合流した時に、任務の報告をし、甲斐の国の視察報告や駿河国富士郡家におけることの報告を兼ねる富士讃歌三一九～三二一番歌の歌稿を披露したものとされる。長歌三一九番歌の富士の山を「日の本の大和の国の 鎮めともいます 神かも」とうたった表現は、大和の国の鎮めの任務にあたる藤原宇合らを守護する神を思わせ、任務遂行の予祝の意味合いを持つて宇合の心に響いたであろう。

常陸国、そして陸奥国へと向かった藤原宇合たちの進行状況はどのようにであったか、考察しておこう。

前掲『延喜式』卷二十四「主計上」には、東海道の「常陸国」行程上冊日。下十五日。東山道の「陸奥国」行程上五十日。下廿五日。』とある。先述推定の相模国到達の時期から、駿河国に到つたのは五

月末から六月上旬ころと見られるので、常陸国や陸奥国に到つた時は、六月中旬から下旬になつていたものと思われる。

先掲『続日本紀』神龜元年（七二四）の①～④の記事の次の五月二十四日条に、⑤「從五位上小野朝臣牛養を鎮狄將軍として、出羽の蝦狄を鎮めしむ。軍監二人、軍曹一人。」という任命記事がある。藤原宇合と高橋安麻呂、高橋虫麻呂らが平城京を出発したと見られる神龜元年（七二四）四月下旬から約一カ月後のことである。先に見た坂東九国の軍三万人（騎兵隊を中心とする）はすでに適材適所配置されていたと思われる。要請を受けての甲斐の国の黒馬の手綱をとる騎兵隊も六月末には加わつていたのであろう。鎮狄將軍小野牛養らは任命を受けてまもなく都を出発したのであろう。先掲『延喜式』卷第二十四「主計上」には、東山道「出羽国」行程上冊七日。下廿四日。』とある。七月上旬の頃には、出羽国に至つたのではないかと思われる。

こうして、太平洋側のみならず日本海側からも蝦夷征討が行われたのである。

任務完了まで数ヶ月を要した。神龜元年（七二四）の十月によく帰還の途に就き、東海道と東山道の交わる近江国まで帰つてきた。『続日本紀』神龜元年（七二四）十一月十五日条には、

⑥内舍人を近江国に遣して、持節大使藤原朝臣宇合を慰勞せしむ。

とある（便宜上資料の通し番号⑥を付する）。これについて、先掲『続日本紀』二一五六頁脚注一二に、「軍防令18の『凡大將…凱旋の日、

奏遣^レ使郊勞[」]の規定により京の郊外へ慰勞の使を遣わした記事。」とある。

この二週間後の十一月二十九日条には、

⑦征夷持節大使正四位上藤原朝臣宇合、鎮狄將軍從五位上小野朝臣牛養^{まうけ}ら來歸^り。

と、全軍帰還が記されている。そして、翌神龜二年（七二五）正月二十二日条には、昇叙のことが次のように記されている。

⑧天^み皇朝に臨みて、詔^{みことり}して征夷將軍已下一千六百九十六人に勲位を叙したまふこと各差^{しな}有り。正四位上藤原朝臣宇合に從三位勲二等を授く。（中略）從五位上高橋朝臣安麻呂に正五位下勲五等。（後略）

右の「征夷將軍已下一千六百九十六人」の中には高橋虫麻呂もいたであろう。

虫麻呂の富士讚歌はすでに論じたように、神龜元年（七二四）の夏六月の歌で、詠まれている富士の山は夏の富士であるが、藤原宇合と高橋安麻呂の昇叙の祝宴などで披露され、藤原宇合・高橋安麻呂・虫麻呂の都の関係者にも知られることになったと思われる。その祝宴では、先述のように東国で宇合に披露した時は予祝の意として響いたと思われる三一九番歌の「日の本の大和の国の鎮めともいます神かも」の表現は、富士の山も鎮めの任務完了への祝意を贈ってくれていると、宇合らの心に響いたであろう。

注

- 1、令和二年度山梨県立考古博物館夏季企画展（二〇二〇年七月一八日）同年八月二十三日）の「異世界と現世の交差点——富士山と考古学——」の展示資料に拠る。
- 2、一九九〇年九月二十七日、岩波書店発行
- 3、新日本古典文学大系『続日本紀二』の一四九頁脚注三二に「軍陳は軍陣と同じ。」とある。
- 4、新日本古典文学大系『続日本紀二』の「補注9 七三」に、「坂東は公式令51義解に『駿河与相模界坂也』、即ち『足柄岳坂』（常陸風土記）より東の相模・安房・上総・下総・常陸（以上東海道）、上野・武蔵・下野（以上東山道）の八国。天平宝字三年九月庚寅条以下はみな『坂東八国』。ここに『坂東九国』とあるのは東海道に伊豆、または東山道に陸奥を加えたためか、九は八の誤字か、未詳。」とある。
- 5、『延喜式』は平安時代の延長五年（九二七）撰進、康保四年（九六七）施行。本文は国史大系第二十六卷『延曆交替式・貞觀交替式・延喜交替式・弘仁式・延喜式』（昭和四十年三月三十一日、吉川弘文館発行）に拠る。
- 6、本文は日本古典文学大系『日本書紀上』（一九六七年三月三十一日、岩波書店発行）に拠る。

受領日 二〇二一年四月二四日
受理日 二〇二一年六月 九日

